

消費者庁 同時発表

平成 31 年 3 月 29 日

特定商取引法違反の連鎖販売業者に対する取引等停止命令（15 か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役等に対する業務禁止命令（15 か月）をしました

関東経済産業局は、「トリニティクラブ」と称するリゾートクラブ・旅行・スポーツクラブ複合会員権（以下「本件会員権」といいます。）の連鎖販売業者である株式会社リゾネット（東京都中央区）（以下「同社」といいます。）に対し、本日、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律による改正前の特定商取引に関する法律（以下「旧法」といいます。）第 39 条第 1 項及び特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第 39 条第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 30 日から平成 32 年 6 月 29 日までの 15 か月間、連鎖販売取引に係る取引の一部等（勧誘（勧誘者に行わせることも含む。申込受付も同じ。）、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました（以下「本件取引等停止命令」といいます。）。

あわせて、同社に対し、特定商取引法第 38 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり指示を行いました。

1. 本件会員権を販売する同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」といいます。）についての契約を締結した全ての相手方に対し、関東経済産業局のウェブサイト（<https://www.kanto.meti.go.jp/>）に掲載される、同社に対して本件取引等停止命令及び本指示をした旨を公表する公表文を添付して以下の事項を平成 31 年 5 月 7 日までに通知し、同日までにその通知結果について関東経済産業局長宛てに文書により報告すること。

①旧法第 33 条の 2 に規定する勧誘を行わせる者（以下「旧法に規定する勧誘者」といいます。）及び特定商取引法第 33 条の 2 に規定する勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」といいます。）が、あたかも同社の会員になれば会員のみが予約し利用できる宿泊施設が豊富にあるかのように告げていたことがあり、実際には、会員のみが予約し利用できる国内及び海外の同社所有の宿泊施設の総室数は会員数に比して著しく少なく、かつ、会員のみが予約し利用できる国内の提携宿泊施設はないこと。

②同社の旧法に規定する勧誘者及び勧誘者が、あたかも会員になれば誰でも入会及び会員資格継続に必要な費用を上回る旧法第 33 条第 1 項及び特定商取引法第 33 条第 1 項に規定する特定利益（以下「特定利益」といいます。）が得られるかのように告げていたことがあったが、実際には、遅くとも平成 28 年 1 月以降、会員のうちごくわずかの者しか入会及び会員資格継続に必要な費用を上回る特定利益を収受していないこと。

2. 旧法に規定する勧誘者及び勧誘者は、旧法第 33 条の 2 及び特定商取引法に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為並びに旧法第 34 条第 1 項及び特定商取引法第 34 条第 1 項の規定により禁止される権利の内容及び特定利益に関する事項につき不実のことを告げる行為を、同社は旧法第 35 条及び特定商取引法第 35 条に規定する広告における表示義務に違反する行為をしていた。かかる行為は、旧法及び特定商取引法に違反するものであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その結果について平成 31 年 5 月 7 日までに、関東経済産業局長宛てに文書により報告すること。

3. 前記 2 の違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件取引等停止命令に係る取引を再開する 1 か月前までに、関東経済産業局長宛てに文書により報告すること。

認定した違反行為は、勧誘目的等の明示義務違反、不実告知及び広告の表示義務違反です。

また、関東経済産業局は、同社の「顧問」と称され、同社に対し取締役と同等以上の支配力があると認められる者（特定商取引法第 39 条の 2 第 1 項に規定する役員）である山本義憲、同社の代表取締役山本夏、安藤実千枝及び坂本英士に対し、本日、特定商取引法第 39 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 30 日から 32 年 6 月 29 日までの 15 か月間、本件取引等停止命令により同社に対して取引等の停止を命じた範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

同社に対する取引等停止命令及び指示の詳細は別紙 1、山本義憲、山本夏、安藤実千枝及び坂本英士に対する業務禁止命令の詳細は別紙 2～5 のとお

りです。

なお、本処分は、特定商取引法第 69 条第 3 項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた関東経済産業局長が実施したものです。

1. 同社は、本件会員権を販売する事業を行い、本件会員権の販売のあっせんをする者を紹介料を収受し得ることをもって誘引し、その者と入会金、登録費及び維持管理費の支払を伴う本件会員権の販売に係る取引を行っています。当該紹介料は特定利益に該当し、本件会員権の購入に伴う入会金、登録費及び維持管理費の支払は旧法第 33 条第 1 項及び特定商取引法第 33 条第 1 項に規定する特定負担に該当することから、同社は旧法第 33 条第 1 項及び特定商取引法第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業を行っているものと認められます。

2. 関東経済産業局が認定した違反行為は別紙 1 のとおりです。

3. また、同社の「顧問」と称される山本義憲は、同社の取締役として登記されていないものの、同社の取締役と同等以上の支配力を有するものと認められる者（特定商取引法第 39 条の 2 第 1 項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた連鎖販売取引に係る業務の遂行に主導的な役割を果たしていました。

さらに、同社の代表取締役山本夏は、同社の役員であり、また、同社の安藤実千枝及び坂本英士は、同社が停止を命ぜられた連鎖販売業に係る業務を統括する、特定商取引法第 39 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する使用人であり、かつ、それぞれ同社が停止を命ぜられた連鎖販売取引に係る業務の遂行に主導的な役割を果たしていました。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

○消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）

身近な消費生活相談窓口を御案内します。

※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。

○最寄りの消費生活センターを検索する

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社リゾネットに対する行政処分の概要

1. 処分対象事業者

- (1) 名称：株式会社リゾネット（法人番号 6010001098795）
- (2) 代表者：代表取締役 山本 夏（やまもと なつ）
- (3) 所在地：東京都中央区八丁堀二丁目 24 番 2 号
- (4) 資本金：5000 万円
- (5) 設立：平成 18 年 4 月 13 日
- (6) 取引類型：連鎖販売取引
- (7) 取扱商品：リゾート・旅行・スポーツクラブ複合会員権（以下「本件会員権」という。）

2. 事業概要

株式会社リゾネット（以下「同社」という。）は、「トリニティクラブ」と称する本件会員権を販売する事業を行い、本件会員権の販売のあっせんをする者を紹介料を收受し得ることをもって誘引し、その者と入会金、登録費及び維持管理費の支払を伴う本件会員権の販売に係る取引を行っている。当該紹介料は特定商取引に関する法律の一部を改正する法律による改正前の特定商取引に関する法律（以下「旧法」という。）第 33 条第 1 項及び特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 33 条第 1 項に規定する特定利益に該当し、本件会員権の購入に伴う入会金、登録費及び維持管理費の支払は旧法第 33 条第 1 項及び特定商取引法第 33 条第 1 項に規定する特定負担に該当することから、同社は旧法第 33 条第 1 項及び特定商取引法第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業を行っていた。

3. 処分の内容

(1) 取引等停止命令

① 内容

連鎖販売業に係る連鎖販売取引のうち、次の取引等を停止すること。

ア. 同社の行う連鎖販売取引について勧誘を行い、又は同社が統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（特定商取引法第 33 条の 2 に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ. 同社の行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ. 同社の行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

② 停止命令の期間

平成 31 年 3 月 30 日から 32 年 6 月 29 日まで（15 か月間）

(2) 指示

- ① 同社は、本件会員権を販売する同社の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「本件連鎖販売取引」という。）についての契約（以下「本件連鎖販売契約」という。）を締結した全ての相手方に対し、同社の旧法第 33 条の 2 に規定する勧誘者（以下「旧法に規定する勧誘者」という。）及び勧誘者が、ア. あたかも同社の会員になれば会員のみが予約し利用できる宿泊施設が豊富にあるかのように告げていたことがあり、また、イ. あたかも同社の会員になれば誰でも入会及び会員資格継続に必要な費用を上回る特定利益が得られるかのように告げていたことがあったが、実際には、ア. 会員のみが予約し利用できる国内及び海外の同社所有の宿泊施設の総室数は会員数に比して著しく少なく、かつ、会員のみが予約し利用できる国内の提携宿泊施設はなく、また、イ. 遅くとも平成 28 年 1 月以降、会員のうちごくわずかの者しか入会及び会員資格継続に必要な費用を上回る特定利益を収受していない旨を、関東経済産業局のウェブサイト (<https://www.kanto.meti.go.jp/>) に掲載される、同社に対して前記(1)の取引等停止命令及び当該指示をした旨を公表する公表文を添付して、平成 31 年 5 月 7 日までに文書により通知し、同日までにその通知結果について関東経済産業局長宛てに文書により報告すること。
- ② 旧法に規定する勧誘者及び勧誘者は、旧法第 33 条の 2 及び特定商取引法第 33 条の 2 に規定する勧誘目的等の明示義務に違反する行為並びに旧法第 34 条第 1 項及び特定商取引法第 34 条第 1 項により禁止される権利の内容及び特定利益に関する事項につき不実のことを告げる行為を、同社は、旧法第 35 条及び特定商取引法第 35 条に規定する広告における表示義務に違反する行為をしていた。かかる行為は、旧法及び特定商取引法に違反するものであることから、同社は、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成 31 年 5 月 7 日までに、関東経済産業局長宛てに文書により報告すること。
- ③ 同社は、前記②の違反行為の再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、前記(1)の取引等停止命令に係る取引等を再開する 1 か月前までに、関東経済産業局長宛てに文書により報告すること。

4. 処分の原因となる事実

同社は、以下のとおり、旧法及び特定商取引法に違反する行為をしており、特定商取引法第 38 条第 1 項に規定する「連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が害されるおそれがある」と認められたほか、旧法第 39 条第 1 項及び特定商取引法第 39 条第 1 項に規定する「連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがある」と認められた。

(1) 勧誘目的等の明示義務違反（旧法第 33 条の 2 及び特定商取引法第 33 条の 2）

旧法に規定する勧誘者及び勧誘者は、遅くとも平成 29 年 1 月頃以降、本件連鎖販売取引をしようとするとき、その勧誘に先立って、取引の相手方に対し、「ご飯でも一緒に食べませんか。」、「旅行に安く行ける会員権がある。」などと告げるのみで、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにしていなかった。

(2) 権利の内容の不実告知（旧法第 34 条第 1 項第 1 号及び特定商取引法第 34 条第 1 項第 1 号）

旧法に規定する勧誘者及び勧誘者は、遅くとも平成 29 年 3 月頃以降、本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、同社の会員のみが予約し利用できる国内及び海外の同社所有宿泊施設の総室数が同社の会員数に比して著しく少なく、かつ、同社の会員のみが予約し利用できる国内の同社提携宿泊施設は存在しないにもかかわらず、取引の相手方に対し、「提携先のホテルが沢山あって、会員になればいつでも割引料金で利用、宿泊できる。」、「提携先のホテルの部屋数がいくつもあって、会員ならいつでも割引料金で宿泊、利用ができる。」などと、あたかも同社の会員になれば会員のみが予約し利用できる宿泊施設が豊富にあるかのように告げていた。

(3) 特定利益に関する事項についての不実告知（旧法第 34 条第 1 項第 4 号及び特定商取引法第 34 条第 1 項第 4 号）

旧法に規定する勧誘者及び勧誘者は、遅くとも平成 29 年 3 月頃以降、本件連鎖販売契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、遅くとも平成 28 年 1 月以降、会員のうちごくわずかの者しか入会及び会員資格継続に必要な費用を上回る特定利益を収受していないにもかかわらず、取引の相手方に対し「誰かを紹介すれば自分にお金が入ってくる。元が取れる

から大丈夫。」などと、あたかも同社の会員になれば誰でも入会及び会員資格継続に必要な費用を上回る特定利益が得られるかのように告げていた。

(4) 広告の表示義務違反（旧法第 35 条及び特定商取引法第 35 条）

同社は、遅くとも平成 29 年 4 月頃以降、「TRINITY」と題する資料において、本件連鎖販売取引について広告をするとき、同社の統括する一連の連鎖販売業に関する以下の事項を表示していなかった。

- ① 旧法第 35 条第 3 号及び特定商取引法第 35 条第 3 号に規定する特定利益について広告をするとき、その計算の方法
- ② 旧法第 35 条第 4 号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成 29 年内閣府・経済産業省令第 1 号）による改正前の特定商取引に関する法律施行規則（昭和 51 年通商産業省令第 89 号）第 25 条第 1 号及び特定商取引法第 35 条第 4 号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（昭和 51 年通商産業省令第 89 号）第 25 条第 1 号に掲げる広告をする統括者の電話番号

5. 勧誘事例

【事例 1】（勧誘目的等の明示義務違反）

平成 28 年 12 月から平成 29 年 1 月までの間に、消費者 A は、勧誘者 Z から「ご飯でも一緒に食べませんか。」と誘われ、Z と数日後に喫茶店で会った。喫茶店で Z は A に本件会員権についてのパンフレットを見せて「安く旅行に行けてビジネスになるリゾートクラブがある。」と説明した。A は、ビジネスの話をもっと詳しく聞くためにその 1 週間後に再度同じ喫茶店で Z と会い、その際、Z は、リゾートクラブに入る人を紹介すると収入になる旨言った上で、「今度説明会があるから一緒に行かないか。」と言った。A は、興味があったのでその説明会に行くことにした。

その後、平成 29 年 3 月上旬から中旬に参加した説明会では、勧誘者 Y が同社の会員になった経緯などを話し、その後に宿泊施設などの DVD が流された。それが終わると Y は、ビジネスの話をして、「人を紹介すると紹介料が入るから結果的にもっと安く旅行ができることになる。」と言って本件会員権を購入するよう勧誘した。A は、Z を信頼していたこともあって、迷わず同社と本件連鎖販売取引についての契約を締結することとした。

【事例 2】（勧誘目的等の明示義務違反）

平成 30 年 3 月上旬、消費者 B は、勧誘者 X から「旅行に安く行ける会員権がある。会えないか。」と誘われ、喫茶店で X と会った。X は、「会員になれば安く旅行に行ける。」と B にパンフレットのようなものを見せ、「人を紹介すれば儲かる。」と説明したが、B は、「詳しいことは説明会で」と言われたため、説明会に参加することにした。

その後 B が同月下旬に参加した説明会において、勧誘者 W は、B らに対し、会員が行ける旅行に関する資料を見せながら「期間限定で安く行けるツアーがある」「無料で使える施設がある」などと説明し、さらに「人を紹介すれば収入になる。」と説明して、本件会員権を購入するよう勧誘した。B は「人を紹介すれば収入になる。」というのが簡単にできそうに思えたため、同社と本件連鎖販売契約を締結することとした。

【事例 3】（権利の内容の不実告知、特定利益に関する事項についての不実告知）

平成 29 年 12 月上旬、消費者 C は、勧誘者 V から「旅行に興味はないですか、お茶でもしましょうよ。」と誘われ、V と会った。C は、V から本件会員権についてのパンフレットを渡され、「会員になると海外に安く行ける。今度、都内で説明会があるから一緒に行こう。」などと誘われ、「旅行に安く行けるのはいいな」と思い参加することにした。

その後、C が同月上旬に参加した説明会において、勧誘者 U は、C らに対し、パワーポイントを使って、「提携先の店舗やホテルが沢山あって会員になればいつでも割引料金で利用、宿泊できる。」などと説明した。また、U は、「入会時に 17 万円位の負担と、維持管理費として毎月 13,500 円かかるが、自分が 2 人に紹介して、その 2 人が入会すると、一時金として 3 万円が貰え、更に、紹介料として、毎月 3,500 円の利益がある」と説明した。さらに、V も C に対し、「誰かを紹介すれば自分にお金が入ってくる。元が取れるから大丈夫。」などと言って、本件会員権を購入するよう勧誘した。C は誰かを紹介すればその分安くなるならいいと考え、同社と本件連鎖販売契約を締結することとした。

【事例 4】（勧誘目的等の明示義務違反、権利の内容の不実告知、特定利益に関する事項についての不実告知）

勧誘者 T は、消費者 D に「リゾート会員のパンフレット」を手渡し、「今度、説明会があるから、空けといて」「旅行が安くなるよ」などと誘った。D は、旅行に安く行けると聞いて、説明会に参加することにした。

その後 D が平成 29 年 9 月頃に参加した説明会において、勧誘者 S は、D に対し、パワーポイントを使って、同社の会員になると「提携先のホテルやスポーツジムが安く利用できる。」、「提携先の店舗や、ホテルの部屋数がいくつもあって、会員ならいつでも割引料金で宿泊、利用できる。」などと説明した。

さらに、T も D に対し、「ビジネスクラスを選択すれば、紹介料が入り、ちゃんとビジネスになって、直ぐに元がとれる。儲かるからこっちにした方がいい。」などと言って、本件会員権を購入するよう勧誘した。D は、旅行が安く行けて利益が入るならいいと考え、同社と本件連鎖販売契約を締結することとした。

山本 義憲に対する行政処分の概要

1 名宛人

山本 義憲（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第 33 条第 2 項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成 31 年 3 月 30 日から平成 32 年 6 月 29 日まで（15 か月）

3 処分の原因となる事実

(1) 関東経済産業局長は、別紙 1 のとおり、株式会社リゾネット（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 39 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の取締役として登記されていないものの、同社の「顧問」として、同社の取締役と同等以上の支配力を有するもの（特定商取引法第 39 条の 2 第 1 項に規定する役員）であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

山本 夏に対する行政処分の概要

1 名宛人

山本 夏（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第 33 条第 2 項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成 31 年 3 月 30 日から平成 32 年 6 月 29 日まで（15 か月）

3 処分の原因となる事実

(1) 関東経済産業局長は、別紙 1 のとおり、株式会社リゾネット（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 39 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社の役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

安藤 実千枝に対する行政処分の概要

1 名宛人

安藤 実千枝（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第 33 条第 2 項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成 31 年 3 月 30 日から平成 32 年 6 月 29 日まで（15 か月）

3 処分の原因となる事実

(1) 関東経済産業局長は、別紙 1 のとおり、株式会社リゾネット（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 39 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社が停止を命ぜられた業務を統括する、特定商取引法第 39 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する使用人であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。

坂本 英士に対する行政処分の概要

1 名宛人

坂本 英士（以下「同人」という。）

2 処分の内容

(1) 業務禁止命令

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

ア 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は特定商取引法第 33 条第 2 項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ 連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 業務禁止命令の期間

平成 31 年 3 月 30 日から平成 32 年 6 月 29 日まで（15 か月）

3 処分の原因となる事実

(1) 関東経済産業局長は、別紙 1 のとおり、株式会社リゾネット（以下「同社」という。）に対し、特定商取引法第 39 条第 1 項の規定に基づき、同社が行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。

(2) 同人は、同社が停止を命ぜられた業務を統括する、特定商取引法第 39 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する使用人であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。